

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
282	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、国内のマーケットバスケット調査や海外各国資料情報の収集も行うのであれば、必要に応じて随時行うべき。	全国消費者団体連絡会	D18	暫定基準については、マーケットバスケット調査結果などに基づき、優先順位を付して、順次、資料等を収集し、食品安全委員会での評価とともに、薬事食品衛生審議会での審議を行います。
283	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、これまで実施されてきた農業登録制度をふまえ、早急に科学的な根拠にもとづき知見が得られた段階で、基準見直しを進めていくべきである。(同旨2件)	京都府・十勝農業協同組合連合会等	D2・D20・D49	暫定基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、国内の登録保留基準などを参考に設定しており、現在登録される農薬等について従来どおり使用でき、また適正に使用される限り食品衛生法に定める残留基準を超えることはないと考えます。
284	9(3)	暫定基準の考え方そのものに異議がある。今後どのようなスケジュールで、見直すのか明確に示すべきである。	伊藤 康江	D27	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
285	9(3)	米国の緊急措置に基づく基準(期限付き基準)は、米国において基準値が確定するまでには日本においても基準が出来ている必要がある。また、その他基準値についても、貿易上の観点から、米国に基準が出来るのと時を同じくして設定される必要がある。米国政府としては、日本政府と協力してMRLを設定していく用意がある。	アメリカ合衆国政府	G4	食品中の残留農薬基準を設定する場合、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行います。米国で緊急措置に基づく基準の手続きを進めているもので、我が国に輸出される食品に残留する可能性のあるものについては、適宜、我が国に対し基準設定について要請して下さい。
286	9(3)	米国は現在、特に1996年8月以前に設定された米国基準について、来年の8月を目途に大規模な見直しを行っている。今後、改変されたり、また消去されたりする基準が発生することが予想されることから、これまでの間、米国基準、あるいはWTO通報に十分注意していただきたい。	アメリカ合衆国政府	G4	今後ともWTO通報等海外の状況に関する情報収集に努めます。また米国における基準の設定、変更に関する情報については適宜提供されますようお願いいたします。 なお、暫定基準の基準値を大きくする場合、あらたに基準値を定める場合には、食品安全基本法により食品安全委員会での食品健康影響評価が必要であり、基準設定の要請をお願いいたします。
287	9(3)	米国で作成されるSection18に基づく基準は、緊急措置に基づくものであるため、該当する基準値が作成された際には、今後も速やかに暫定基準を設定されたい。また、Section18の期限が切れた場合においても、速やかに暫定基準を削除されたい。(同旨3件)	U.S. Hop Industry・Northwest Food Processors Association等	F27・F28・F29・F30	残留基準設定は食品安全基本法により食品安全委員会での食品健康影響評価が必要であり、諸外国の基準をそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われており、我が国に輸出される農薬等が残留する可能性があれば、適時に我が国に対しても基準設定について要請をお願いいたします。
288	9(3)	基本となる分析法(一斉分析法等)に付いては、準備・訓練期間が必要なため、法律施行の6ヶ月前までに公表して頂くようお願いする。逆に言えば、分析法の公表後6ヶ月は法の猶予期間を設けて頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	本制度の施行は、法律で公布の日(平成15年5月30日)から3年以内と定められおり、法律の改正がない限り変更はありません。厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであり、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。
289	9(3)	大豆は年1回の収穫物であり、05年現在栽培中の大豆が、来年度(06年度)製造納豆の原料となる。新基準施行前に栽培された原料を用い、来年5月以降に製造した納豆が、規制の対象となる。安易に検査項目が拡大されると、検出された際に大きな混乱が生じる可能性が考えられる。少なくとも来年度の検査については、使用実態や残留リスクを踏まえて、項目を絞り込んで行う等、段階を踏んで実施いただくようご配慮願いたい。	全国納豆協同組合連合会	D42	試験の実施に当たっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、従来と同様、必要と考えられる項目、件数を実施することとしています。
290	9(3)	今後も、継続的で計画的なリスク評価を求めていく姿勢を明確にしてほしい。	生活協同組合東京マイコープ	D44	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
291	9(3)	ポジティブリスト制度は、平成18年5月までに導入されることとされているが、そのためには、周知徹底を含めて、法施行までの十分な期間を確保していただきたい。また経過措置期間などの設定も必要ではないか。(同旨2件)	京都中央農業協同組合・三井物産株式会社等	D6・D17・D20	ポジティブリスト制度に関する周知については、平成15年5月の法公布以来、これまでに3度にわたって行った意見募集やリスクコミュニケーションの機会を通じて行ってきました。また暫定基準等については、本年11月に告示、約6ヶ月間の周知期間を設け、施行することとしています。
292	9(3)	外国で使用される農薬について、その国の残留基準も含めて情報を収集し、公開していただきたい。また、必要に応じて規制見直しに反映してほしい。また、過去の調査結果から分析を優先すべき農薬等を品目別、国別に絞り込んで示していただきたい。(同旨5件)	キッコーマン株式会社・丸紅株式会社等	D8・D13・D24・D26・D66・D76	主な輸出国の残留基準などについては、各国規制当局HPの紹介などを通じて情報提供を行うこととしています。暫定基準等については、マーケットバスケット調査結果などに基づき優先順位を付して、見直すこととしているほか、資料等を添えて基準等の見直しについて要請があれば、残留基準の変更について検討することとしています。また、残留農薬等に関する検査結果については、これまでも取りまとめの上、適宜情報提供しています。
293	9(3)	お茶の製品寿命は長いので、基準の適用時期について、流通にストックが存在する期間を考慮してほしい。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録残留基準、米国やEUの残留基準などを参考に暫定基準を設定することから、その適用時期について製品の流通・保管期間を考慮することはできません。
294	9(3)	暫定基準は適時の見直しや追加を行うべきである。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
295	9(3)	周知期間中の暫定基準の位置づけについて確認したい。2005年12月から2006年6月までに日本に輸出される果実や野菜について、暫定基準や除外基準を満たすものであれば受け入れられるのか。	ニュージーランド 食品安全庁	G2	今般設定する暫定基準は、平成18年5月末に予定されているポジティブリスト制度の施行に合わせて適用されます。
296	9(3)	コーデックスMRLの位置づけについて確認したい。コーデックスのMRLは毎年設定される。暫定基準は5年ごとに見直すとのことだが、4年間のタイムラグが生じる。新しいあるいは改正されたコーデックスMRLについて、公式に暫定基準に組み入れる仕組みはあるのか。	ニュージーランド 食品安全庁	G2	平成17年11月の暫定基準等の告示後は、コーデックス基準の設定・改正があっても、暫定基準等の見直しは行いません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
297	9(3)	暫定基準リストは膨大な量のリストであるから、間違いが発覚する可能性が高い。期限を区切って、間違いに関する修正コメントを受け付けるべきである。	アメリカ合衆国政府	G4	既に暫定基準等(最終案)という形でご意見の募集を募ったところであり、このご意見募集の中で、誤記等に関するご指摘も頂いたものと考えます。
298	9(4)	施行後の違反に対する合理的な対応をお願いしたい。基準値をオーバーした場合の処置として、オーバーした原料を使用した加工食品は全て一律に市場から撤去するのではなく、その原料の使用量、その加工食品の摂取量から換算して、ADI以下の場合には注意し、改善するような処置にして頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	残留基準を超える食品にあつては、食品衛生法に基づき販売等が禁止されるものです。また、必要に応じ、回収命令などの行政処分が行われることとなります。
299	9(4)	輸入食品の農薬等の検査体制を強化して頂きたい。問題の発生が予想される輸入農水畜産物については、行政機関で検査体制を強化して、国内で加工される前に結果が判明するよう徹底して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	輸入時の検査体制については、従来より必要な体制整備に努めてきたところですが、ポジティブリスト制度の導入を踏まえ、検査所におけるモニタリング検査項目を拡大することを予定しています。なお、食品の安全性確保は、食品衛生法第3条に示すとおり、食品等事業者(輸入者)の責務であることを再度ご認識いただき、今後とも衛生確保に努めていただきたいと思います。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
300	9(4)	消費者、流通・食品加工事業者、マスコミ等に対して、この制度の背景と目的を正確に伝達して頂きたい。特に、風評被害が発生しないよう分かり易い解説をお願いしたい。 (同旨1件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社	D10・D46	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について、食品のリスクに関係する者に正確な理解を促すため、全国で開催される意見交換会などの機会を活用し、わかりやすい説明に努めています。
301	9(4)	食品別に分析対象の農薬等を絞り込んで頂きたい。特に、主要な野菜類、畜産物、水産物につき、国産、中国産、その他に分類して、分析を優先すべき農薬等を絞り込んでQ&Aに記載して頂きたい。 (同旨2件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社	D10・D46・D66	検査の実施に当たっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、各農産品ごとに全ての輸出国の農薬使用実態について把握することは困難であることから、輸入者等の食品等事業者が自ら取り扱う食品の農薬使用実態等を可能な限り把握し、必要な検査を実施すべきと考えます。
302	9(4)	農薬等の原料(農水畜産物)生産者に対する使用基準の遵守と記録の提出等の指導を徹底しペナルティも明確にして頂きたい。 (同旨4件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社等	D10・D46・D69・D76・D80	今後とも農林水産部局と連携して、ポジティブリスト制度の導入を進めて参りたい。なお、農薬等の使用に関しては、農薬取締法等に基づき使用等に関する基準が設定されており、これに違反する場合には、同法等に基づき必要な措置が行われることとなります。
303	9(4)	残留分析の実施とその結果について、以下の疑問点と要望がある (1)ポジティブリスト制度が実施された場合 ・残留農薬等の分析のため市場より検体を収去(サンプリング)するのは、どのような機関か。 ・残留農薬等の分析を実施するのは、どのような機関か。 ・農薬の場合、すべての農産物検体について、設定対象とした農薬をすべて検査するのか。 ・各農産物等について、年間に分析に供する検体数は、現在どの程度で、制度実施によりどの程度になると考えているか。 ・生産団体や流通機関が実施している分析結果や輸入品で海外で実施された分析結果は、どのように評価されるか。それらは、食品衛生法による流通規制判断の対象となるのか。 (2)公的な残留農薬等の分析調査結果は、個々の検体のデータをすべて、インターネットで公開されたい。 (3)残留農薬検出率の公表に際しては、総分析農薬数ベースでなく、検体数あたりの検出率を公表されたい。	反農薬東京グループ	D21	収去を含めた検査の実施に関しては、国内にあっては地方自治体が行い、輸入食品にあっては厚生労働省の検疫所が行うこととなる。また、分析に関しては地方自治体の衛生研究所や厚生労働省の輸入食品・検査検査センター等で実施されます。輸入食品については、国が、重点的に監視指導を行う項目及び件数について毎年度「輸入食品監視指導計画」を策定し、国内に流通する食品については、都道府県等において、検査の実施などを含めた「食品衛生監視指導計画」を策定し、公表することとされています。自主検査に関しては、食品等事業者(輸入者)の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えますが、自主検査の結果、食品衛生法違反が疑われる場合は、行政による検査等の確認を経て、違反か否かの判断が行われます。なお、残留農薬検査結果については、国内外のデータを含め従来より公表を行ってきたところであり、今後とも継続していきます。
304	9(4)	海外では、国内で適用されない農薬や使用方法で農産物が栽培されており、このことが、残留分析をわずらわしくさせる原因のひとつとなっている。そこで、以下のことをお願いしたい。 (1)海外からの農産物の輸入に際しては、農薬使用履歴の提出を求める。このことは、農薬取締法「農薬を使用する者が遵守すべき基準」で、国内の農薬使用者に求められている事項であるから、貿易障壁としての非難につながらない。 (2)海外諸国に、日本の残留基準等を通告するだけでなく、日本での農薬等の使用状況(例えば、日本での登録農薬名と適用作物の一覧、日本で使用できない農薬等のリスト)の情報を周知させ、できるだけ、日本の使用状況に近づける努力をするよう促されたい。これは努力目標なので、貿易障壁としての非難につながらない。	反農薬東京グループ	D21	(1)農薬取締法に関する事項は、厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。(2)各国で、病害虫や栽培環境が異なるため、その国で生産されるもの全てに日本と同様の農薬使用を求めるのは適切ではないものと考えます。また、ポジティブリスト制度の普及啓発に関しては、食品輸入円滑化推進会議を通じて各国大使館に説明するとともに、制度及び基準(案)についても英語版を作成し、周知徹底を図ってきたところであります。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
305	9(4)	暫定基準(第2次案)等に対して寄せられた主なご意見(個別の基準値に係る意見を除く)のNo.2への回答から後半の「使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従って検査をすることが合理的であると考えます。」以下の文章「例えば、当該農産物に使用した農薬の履歴があるのであればそれらの農薬を、防除基準や防除歴が設定されているのであれば、その対象農薬を検査することが適当と考えています。本制度の告示にあたっては、このような内容について通知で示すこととします。なお、情報提供に関しては、厚生労働省としてもリスクコミュニケーションに一層取り組んで参ります。」の削除をお願いしたい。使用されたとの情報のある農薬について、分析によりその残留を保証することを、あたかも推奨するかのように読み取れてしまうので、回答から削除して頂きたい。世界各国での薬剤の使用や規制は様々であり、残念ながら、海外からの農薬使用情報は曖昧な点が多いと言える。さらに、現実的にみて、国内生産品も含め、圃場又は生産現場まで完全にトレースできる状況にはない。農薬等の使用情報が曖昧な状況の下、事実上、トレースできないものについて全ロット全項目の分析を強いられる事にもなりかねない。当該文章はモニタリング時の対象農薬等を絞り込む指針として、別途通知して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	ご指摘の記載は、審議会における要請に基づき記載したものであり、削除はできません。なお、ポジティブリスト制度は、設定する全ての基準値の分析を求めるものではありません。使用された農薬等の情報把握に努め、これに従い効果的、効率的な検査を実施することが必要であり、この旨を明確にする目的から当該文書を記載しています。大切なことは、食品等事業者が自ら扱う食品に関する情報収集に努めて対応することだと考えます。
306	9(4)	民間の組織あるいは企業において残留農薬等の確認分析した結果について、公的に確認できるシステムを構築して頂くことを要望する。具体的には、厚生労働省の機関あるいは厚生労働省の指定(認定)分析試験機関等を利用して、民間の分析結果についての検証を行うシステムによって、民間での分析試験結果の精度確保を図り、信頼度の向上に繋げることができると考える。いわゆる依頼試験でなく、確認試験という位置付けにして、分析費用の負担の少ない形での取り組みを希望する。	社団法人日本植物油協会	D28	検査命令等、輸入時に行政判断に必要とされる検査を除いては、検査について特段の要件を求めてはいませんが、食品の安全性を確保するための検査である以上は適切な信頼性の確保が行われていることが必要です。民間分析機関の精度管理の向上に関しては、外部精度管理に参加する等の自助努力によるものと考えます。また、自主検査は、食品等事業者の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えます。
307	9(4)	今回、県お茶室、経済連、農協職員、生産農家などへ連絡をとって見たが、農協職員、生産農家などは、この制度の存在自体を一切知らなかった。経済連から各農協へと、情報が伝達されていないのではないかとと思われる。生産農家および農協関係者が、本制度を知らされないうちに、制度が確立しようとするところに、強い不安を感じる。	株式会社葉桐・浜地清春	D30・D60	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について正確な理解を促すため、全国8カ所で意見交換会を実施するなど、本制度の周知に努めています。
308	9(4)	加工食品の収去検査よりも輸入原料の検疫検査を優先して強化していただきたい。また、収去検査時に国と自治体で判断に差が出ないよう、統一した基準を作成、運用して戴くようお願いする。	味の素株式会社	D46	従来どおり適切な検査の実施に努めて参ります。なお、判断についても引き続き齟齬(そご)が生じないよう努めて参ります。
309	9(4)	食品製造者に対する一層の行政指導をお願いする。製造者へのポジティブリスト制の徹底のため、地域の保健所等を通じて指導を推進して戴く必要があると考える。	味の素株式会社	D46	ご意見として承ります。
310	9(4)	規制にあたり、「食品衛生法第7条第2項の解釈に係る疑義について」(平成16年2月4日付け食安企第0204001号食品安全部企画情報課長通知)の考え方が的確に運用されるよう、関係機関への徹底をお願いする。(同旨1件)	味の素株式会社・(財)食品産業センター	D46・D76	食品衛生法で規定する規格基準等に適合しない食品等を原材料として使用した場合にあっては、必要に応じ、公衆衛生上の観点から同法第54条に基づく対応、行政指導等の措置がなされます。ご指摘の通知は、特定の事例に対する取り扱いであり、処分の必要性等の考え方を示したものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
311	9(4)	それぞれの地方自治体が開発した分析法の定量限界が暫定基準値となる農薬成分があると、出荷元の県の分析では問題なかったものが出荷先の県の分析で問題となる場合が懸念され、生産現場では地方自治体毎に基準値が違う不公平な制度となり、流通現場では混乱を生じる恐れがあるため、厚生労働省は、予算措置を講じ、各地方自治体と協力し一斉分析法等を早急に開発するとともに、その一斉分析法等を各自治体が早急に導入するよう強く指導されたい。	十勝農業協同組合連合会	D49	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開しており、また、自治体の分析能力についても向上を図っていくこととしています。
312	9(4)	農薬のドリフトにより、農薬散布時に十分注意をしても、他の作物や周辺農地で基準を超えることも心配される。万一、基準を超えた農産物に対し、出荷停止などの費用負担を全て生産者等の農薬使用者に求めることは大きな負担となることが考えられるので、基準値の設定については十分協議した上で設定していただきたい。また、万一そのような事態が発生した場合は、原因を究明した上での慎重な対応をお願いしたい。 (同旨2件)	京都中央農業協同組合・京都府農業協同組合中央会・浜地清春	D6・D20・D60	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定します。暫定基準や一律基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、検討を行っており、制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが出来、また適正に使用される場合、残留基準を超えることはないと考えています。基準を超える農薬が残留する農産物の食品衛生法上の取扱いについては、従来と変わりません。
313	9(4)	検査体制について、通関時の検査体制を一層充実していただくとともに、厚生労働省と自治体で収去検査の際の判断に差が生じないよう、統一判断基準を作成し、運用いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	ポジティブリスト制の導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査の検査項目を拡大することを予定しています。なお、判断についても引き続き、齟齬(そご)が発生しないよう努めて参ります。
314	9(4)	海外での圃場管理等、管理方法が妥当と認められる場合等は、生産地でのサンプリング分析による証明書を有効とするなどの制度を検討し、導入していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	二国間協議により、輸出国における生産段階での農薬使用管理等及び輸出国の公的検査機関による輸出前検査が妥当と認める場合は、当該検査結果の受け入れを既に行っています。なお、輸出国における検査結果の有無にかかわらず、輸入時においては、毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づくモニタリング検査を実施することとなります。
315	9(4)	いかなる場合に回収を命ぜられることになるのか、示していただきたい。	キッコーマン株式会社	D8	食品衛生法に基づく残留基準に適合しない食品等については、販売等が禁止されます。違反品が流通するおそれがある場合など、必要に応じて回収命令などの行政処分が行われます。
316	9(4)	今回導入される残留農薬等ポジティブリスト制は、従来の残留基準規制と大きく異なるため、残留農薬等ポジティブリスト制への企業としての一般的な対応方法を示してほしい。	キッコーマン株式会社	D8	現行の制度と比べ、基準の設定されていない農薬等が一定量をこえて残留する場合販売等が禁止される等、制度としては大きく変わっていることは事実です。ただ、適正に栽培されたもの等であれば、新たな制度のもとであっても違反にはならないと考えています。製造される食品等の適正な管理についてより一層推進いただけるようお願いいたします。
317	9(4)	ポジティブリスト制度が分析至上主義にならないよう、各方面に指導をお願いしたい。 (同旨1件)	島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合・日本エキス調味料協会等	D9・D10	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
318	9(4)	ポジティブリスト制の導入により、農業者や納入業者に対して、国内で使用されていない農薬や明らかに使用実態のない農薬の残留分析データの提供等の新たな要求が出されるのではないかと危惧する。流通業者・小売業者・食品製造業者等が、これらを要求する等の行為が発生しないよう、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁とも連携し、監視とご指導をお願いする。 (同旨10件)	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D9・ D16・ D18・ D26・ D46・ D47・ D66・ D74・ D76・ D80・ D83	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。
319	9(4)	暫定基準リストにある700もの物質、更にはそれ以外の一律基準対応の物質を検査するとすれば、そのコストは膨大なものとなる。食品企業にとって、この負担は非常に重いものであり、問題ではないか。	Sino Analytica	F31	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。
320	9(4)	本制度の実施に当たり、国産品についても輸入食品と同じ基準で監視されるよう要望する。また、国産品に関する監視計画及び結果の公表を求めるとともに、検査機関の信頼性確保の方法について示されたい。	中国政府	G19	設定される農薬等の基準は、輸入食品及び国内品とも同じ基準が適用されます。残留検査計画及び検査結果については、輸入食品の輸入時検査については国において、国産食品等の国内流通品は各都道府県において公表しています。また、検査結果の信頼性を確保するために、業務管理の実施について法的に規定しており、必要に応じて査察を行っています。
321	9(6)	国の主導で本制度に関連する調査・研究をお願いしたい。 ① 食品中に「不検出」とされた動物薬等を投与した場合に、畜産物・水産物の筋肉、骨、脂肪、内臓等の部位にどのように移行し蓄積するかの確認試験をお願いしたい。 ② 食品中に「不検出」とされた農薬等が、食品加工工程(加熱処理等)でどのように変化(分解等)するか確認試験を実施して頂きたい。 ③ 魚類において食物連鎖、生体濃縮によって、農薬等がどのように蓄積されているか主要な海域(国内外)につき調査して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	「不検出」基準は、原則、毒性評価に基づき閾値が設定できないことから設定されるものであり、このような農薬等にあつては、使用されるべきものではないと考えます。なお、魚類に使用される農薬等に関しては、使用方法に基づき残留基準が設定されるものであり、一般的には養殖魚が対象となるものと考えます。このため、人為的な汚染等が発生しない限り、食物連鎖や生体濃縮はないものと考えます。
322	9(6)	海外の行政機関及び生産者、輸入業者に対する情報提供を徹底し、協力の取り付けをして頂きたい。 (同旨3件)	日本エキス調味料協会・丸紅株式会社等	D10・ D13・ D24・ D46	ポジティブリスト制度については、暫定基準案などについてこれまでに3度にわたり、国内外から意見募集を行うなどを行っているほか、リスコムコミュニケーションなどの機会を通じて、制度の周知及び理解の促進に努めています。
323	9(6)	錠剤、カプセル等に加工された健康食品においては、濃縮度合いが必ずしも明らかにされているとは言えず、また一種類の原材料から校正される場合はむしろ少なく、その点で十分な自主的取り組みの必要がある。健康食品をどの程度摂取すれば暴露量の許容範囲を超えるのかといった試算も必要となるし、分析方法についても、一般の食品と異なった方法が必要になるものとする。今後、当団体として考えをまとめていきたい。	NNFAジャパン	D11	ご意見として承ります。
324	9(6)	暫定基準値、従来からの残留基準値の作物別の一覧表を策定のうえ御省のHPに掲載願いたい。	丸紅株式会社	D13	食品中に残留する農薬等の基準については、従前は食品ごとに定め告示していたところですが、本制度の導入や農薬取締法による農薬登録と同時に残留基準を設定することを踏まえ、平成16年9月に農薬等ごとに残留基準を告示する形式に改めたところであり、その活用をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
325	9(6)	ポジティブリスト制度を分かりやすく解説した資料(英語・中国語他)を作成の上、広く提供頂きたい。	三井物産株式会社	D17	解説は、自ずと日本語が中心になりますが、可能な範囲で、英文等の作成に努めていきます。
326	9(6)	法施行後の農薬使用者への周知の方法、あるいは制度の運用にあたっては、農水省と連携して対応されたい。 (同旨6件)	京都府・全国農業協同組合中央会等	D2・D6・D20・D22・D24・D40・D47	ポジティブリスト制度の検討などにあたってはこれまで農林水産省と連携し取り組んできたところです。今後も、農林水産省等の関係省庁とも連携し本制度の適切な運用について推進していくこととしています。
327	9(6)	アジアモンスーン地帯では高温多湿の気象条件にあり、ヨーロッパや北アメリカに比較して病害虫の発生も多く、農業生産を維持するために農薬使用量も相対的に多い。我が国の病害虫防除の必要性と生産の多様性を把握して科学的な根拠による基準設定を行い、我が国の農業生産に過剰な規制とならないよう配慮されたい。 (同旨4件)	京都府・全国農業協同組合中央会等	D2・D6・D9・D40・D47	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあっては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあたっては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。
328	9(6)	生産者が安心して農業を続けていくために、基準値を超過しない栽培・防除の方法・技術等が確立された後に基準値の設定をお願いしたい。	京都府農業協同組合中央会	D20	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあっては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあたっては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。
329	9(6)	クロルプロファミン(IPC)について、1992年10月27日に告示された分析法「クロルプロファミン試験法」で、定量限界は、0.001ppmとなっていた。出典:厚生省生活衛生局食品化学課監修の「残留農薬基準便覧」第一版(日本食品衛生協会 1994/07/15発行)第三版(日本食品衛生協会 1999/07/15発行)その後、1999年11月22日に試験法の改定が行われ、「エスプロカルブ、クロルプロファミン、チオベンカルブ、ピリブチカルブ及びペンディメタリン試験法」で、クロルプロファミンの定量限界は0.01ppmとなった。定量限界を緩和された理由はなにか。	反農薬東京グループ	D21	定量限界は、分析法に技術的に依存するもので、特段の理由はありません。



No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
330	9(6)	国内での農産物の栽培について、使用者には、農薬取締法により「農薬を使用する者が遵守すべき基準」の遵守が義務づけられおり、貴省が3月22日に、農水省へ 農薬適正使用の指導強化を依頼されたことは、時宜を得たものと思う。 ポジティブリスト制度を実効あるものにするには、農産物等の生産段階での適正使用が不可欠だと考える。私たちは、農薬使用者の免許制度、農薬使用履歴の記帳の義務化などを農水省に求めている。これらの実現は、農薬適正使用やドリフト防止を促し、残留農薬の低減化につながると思われる。貴省においても、その実現を推進してほしい。	反農薬東京グループ	D21	農産物の生産段階での農薬等の適正使用の推進は、ポジティブリスト制度を運用する上でも重要であると考えておりますが、農薬使用者の免許制度や記帳の義務化等の農薬取締法に関する事項は厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。
331	9(6)	本制度の管理に当たっては、必ずしも分析に頼ることではなく、生産地の農薬使用状況等の情報を把握して対応することを述べられているが、海外の農薬の使用状況を照会する窓口(国内、国外)をリスト化して発表してほしい。	社団法人日本植物油協会	D28	各国の農薬の使用状況については、原材料の生産現場の状況によりそれぞれ異なることから、原材料の輸出業者を通じ、直接生産者から情報を入手されるようお願いいたします。
332	9(6)	誰でも農薬に関する情報を入手できるよう、コーデックスの残留農薬情報(基準値、分析法)を調べる「電子情報アドレス」を開示してほしい。 (同旨1件)	社団法人日本植物油協会・三浦弘充	D28・D43	コーデックス委員会で定められている国際基準については、コーデックスの公式ホームページ( <a href="http://www.codexalimentarius.net/web/index_en.jsp">http://www.codexalimentarius.net/web/index_en.jsp</a> )において閲覧できます。
333	9(6)	農薬を使っていない農家の畑でも0.01ppm程度農薬が検出されることがあり、ドリフトが心配される。今回の基準値は、一日の許容摂取量を基に設定されたことであるが、狭い国土のなかで、谷間の地形を切り開き、入り組む土地を共同管理して営んできた日本の農業の実態からは、かけ離れてしまっていると強く感じる。食品の安全性が強く求められている今日、国内での食料生産がより持続できる制度の確立を強く望む。今のままでは、中小零細農家は農業を存続できない制度になってしまうものと思う。	株式会社葉桐	D30	一律基準の設定については、農林水産省と連携して検討したところですが、具体的にドリフトによる残留の可能性を示す資料はありません。今回のポジティブリスト制度の施行にあたっては、農薬取締法で定められた使用基準に従い適正に使用される場合、基準に違反することはないと考えています。
334	9(6)	OEPCNO 現行基準の表中に、現行基準が定められているにもかかわらず、記載のないものがある。(EPNのかぼちゃなど)	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘のとおり修正します。
335	9(6)	ポジティブリスト制度の円滑な運用のために、規制当局の責任部署を明確化するとともに、地方行政との意思疎通を十分に行い、また、相談・協議窓口を設置し、事例について公開するなどの体制を整備していただきたい。	日本生活協同組合連合会 (財)食品産業センター 日本紅茶協会	D69 D76 D80	相談体制の整備については今後検討します。
336	9(6)	農薬の必要性や安全性評価の実態など、国民の理解を深めるためのリスクコミュニケーションや食育を継続して実施していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。
337	9(6)	規制が施行されると、いろいろ質問が出る可能性が高いので相談窓口を設置していただきたい。 (同旨1件)	キッコーマン株式会社・(財)食品産業センター	D8・D76	相談体制の整備については今後検討します。
338	9(6)	ポジティブリスト制の導入により、分かりにくい点などをQ&Aでまとめて教えていただきたい。 (同旨3件)	日本エキス調味料協会・社団法人日本植物油協会等	D8・D10・D28・D76	ポジティブリスト制度のQ&Aについては、ホームページ上に公開してきたところです。内容のより一層の充実に努めていきます。
339	9(6)	スパイス及びハーブの取扱について、コーデックス基準がある場合にはそれを第一に参考とすることとされているため、スパイス内の小区分の考え方も暫定基準に適用されると予想される。コーデックスの分類では「種子」「果実類」「根類」に分類しているので、それらに属さないスパイスは「その他」として、スパイスの分類に加えていただきたい。また、コーデックスで単独の基準がない農薬等ではスパイス内の「その他」と見なしていただきたい。	全日本スパイス協会	D85	コーデックスにおける定義を参考に、スパイスについては、食品分類に新たに「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」を、ハーブについては、「その他のハーブ」を設けそれぞれについて基準を設定したところです。



No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
340	9(6)	国に於いて、リスクコミュニケーションの取り組み強化を願いたい。 (同旨3件)	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D9・D46・D47・D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。
341	9(6)	○ラクトパミン○ラクトパミンの豚の肝臓、腎臓の基準について、明確にしたい。MRL設定の関連基準を提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	豚の肝臓、腎臓のMRLは、JECFAの提案及び申請者の提出資料を踏まえ設定したものです。なお、基準設定に関する資料については、次のアドレスで公開しています(日本語のみ)。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/s1130-12.html">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/s1130-12.html</a>
342	9(6)	○カルベタミド○カルベタミドについて、105番目の物質としてリストアップされているが、ホームページ上で105番がなく、106のカルボフランが2つ掲載されている。カルベタミドのMRLについて提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	ご指摘のとおり修正します。
343	9(6)	ポストハーベストとして用いられる防かび剤は、日本では未だに「食品添加物」としての扱いになっている。これらは国際的に「農薬」であるので、農薬としての扱いにしていただきたい。 (同旨1件)	Northwest Food Processors association・California Cherry Advisory Board	F28・F30	本制度の導入をもって防かび剤の取り扱いを変更することは困難です。
344	9(6)	本制度の施行に当たり、WTO加盟国において適切な運用がなされるよう全ての加盟国に対し少なくとも6ヶ月、途上国に対しては、6ヶ月にプラスして更に8ヶ月の猶予期間を設けて欲しい	中国政府	G19	暫定基準は国際基準等を参考としていること、これまで3年あまりにわたって、暫定基準等の説明を行ってきており、基準値の告示後6ヶ月の周知期間をもって施行することとしていることから、更なる周知期間の延長の要望は受け入れられません。

